

令和4年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	<p>県が策定する「新型コロナウイルス感染症にかかわる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」等に基づき実施をした場合でも、受講者の一部に家庭内等における感染者や濃厚接触者となった場合は、感染者個々の状態を県に報告し、指示を受けることになるかと思いますが、当該対象者の補講を同会場で実質的に2回行うことは予算的に無理と判断される場合について県の見解をお願いします。</p>	<p>予算の制約により同会場での補講が困難な場合については、他地域会場での受講や、オンラインによる受講など、同会場での受講にこだわらず、可能な限り当該補講対象者が修了することが出来るよう務めていただきたいと思います。</p>
2	<p>質問No.1に関連して、No.1の当該対象者が多く発生し、研修途中で中止となった場合の費用に係る精算はどのような処理となるのか見解をお願いします。</p>	<p>やむを得ず事業を中止する場合においても、本事業の実施を起因とした経費については、精算する必要があります。 中止となった時点までの本事業の実施に要した経費、及び本事業を中止とすることで発生する会場のキャンセル料等の経費について、内容を精査の上、支払うことになります。</p>
3		
4		
5		
6		
7		
8		